参考資料1

全国健康保険協会千葉支部 第88回評議会
（平成29年4月25日開催）

平成29年度 千葉支部事業計画について

全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

平成 29 年度 事業計画（千葉支部）

項目	実施内容等
１．保険運営の企画	（１）保険者機能の発揮による総合的な取組の推進 「保険者機能強化アクションプラン（第３期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、千葉支部から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 具体的には、以下の取組みについて確実に実施する。 ・データヘルス計画の実施および検証 ・「健康な職場づくり宣言（以下「健康宣言」という。）」事業を通じた事業所における健康づくり支援 ・地域医療構想調整会議への参画 ・医療に関する情報の収集と分析 ・医療に関する情報の加入者への提供 ・県・市町村など関係方面への積極的な発言 ・他の保険者・関係機関との連携や共同事業の実施 ・データ分析による効果的な保健事業の実施 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・禁煙事業の推進　等 （２）千葉支部評議会の一層の活性化 支部の事業運営状況や本部の動向について、毎月開催の評議会において定期的に報告し、評議員意見を支部運営に反映させて、自主自立の運営を図る。 （３）平成 30 年度に向け意見発信 平成 30 年度に実施される第７次医療計画、第７期介護保険事業（支援）計画、第３期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対しても他の医療保険者と連携して提言を行うとともに、積極的に各

	種審議会に参加するなど、地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県・市町村や医療関係団体（医師会等）と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、それに基づき、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。 （４）地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。現金給付については、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権限を必要に応じて活用し、審査強化を図る。また、「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的対策を県・市町村及び他の保険者等と連携し、立案・実施する。 （５）ジェネリック医薬品の更なる使用促進 国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成 29 年央に 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。 具体的には、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を引き続き図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内に２回の通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シール等の配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。また、医療機関関係者、薬局関係者への働きかけやセミナー等の開催を通じて地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。医療機関関係者、薬局関係者への働きかけにあたり、医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを有効活用していく。 （６）地域医療への関与 策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。

	（７）加入者・事業主に響く広報の推進 ①ホームページの充実 「申請書・届出書作成支援サービス」等の新機能を広報し、加入者・事業主の利便性が向上するようホームページを充実させる。 ②メールマガジンの配信 メールマガジンをより多くの加入者・事業主の方々にお届けできるよう、各種広報を通じて、新規登録件数 400 件を目標とする。また、毎月初旬に定期的にメールマガジンを配信し、健康保険に関する疑問や保健師による健康づくり情報をお届けする。 ③県・市町村や関係団体との連携による広報活動等の推進 保険料率や保健事業の広報について、市町村や関係団体との連携を図り、記事記載やポスター掲示にご協力いただくよう働きかけをし、より多くの加入者の方々に情報提供を実施する。また、地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健康セミナー等で支部の取り組みに合致するものに対して積極的に共同開催し、広く関係者に協会けんぽの存在感を示し、認知度を高める。加えて、地域医療構想の認知度が 14%程度であることを踏まえ、医療圏ごとの課題や方向性等について加入者にわかりやすく広報するとともに、救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限であることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の認識が高まるよう、広報に努める。 ④各種郵送物への広報チラシの同封 納入告知書（日本年金機構で発送）に同封する広報チラシを活用し保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した支部の取組みをタイムリーに情報を提供する。また、生活習慣予防健診や特定健診のご案内にも、加入者の受診動機付けにつながる広報チラシを同封して受診率の向上を図る。 ⑤健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』の発行 健康保険委員向け広報誌『協会けんぽちば』を年 4 回発行し、健康保険委員への情報提供を充実させる。 （８）的確な財政運営 被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために、喫緊に講じなければならない方策について検討し、関係方面へ発信していく。

２．健康保険給付等	（１）サービス向上のための取組 ①加入者のご意見の分析 さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について迅速かつ正確に把握、分析し、支部内の創意工夫を活かしたサービスの改善・向上に結び付けることにより、お客様満足度を向上させる。 ②サービススタンダードの達成 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を 100%達成するため、事務処理状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。健康保険給付などの申請についてはホームページやチラシ等の各種広報を強化・充実させ、郵送による申請促進を行う。任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付やインターネットを活用した医療費の情報提供サービス利用促進に更に注力する。 ③健康保険委員の委嘱の推進 健康保険委員の委嘱者数の目標を１，８００名として拡大を図る。また、健康保険に関する広報・相談・各種事業の更なる推進のため連携を強化する。 （２）限度額適用認定証の利用促進 ①限度額適用認定証の利用促進 限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関の窓口に限度額適用認定申請書を配置し、さらなる利用促進を図る。 また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。 （３） 窓口サービスの展開 効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、窓口業務担当者向けの受付フローチャートを作成配布することにより知識の向上を図り、正確で迅速な窓口サービスを展開する。また、加入者本位の理念を引き続き徹底して、窓口対応における親切丁寧な接遇を推進する。 なお、年金事務所窓口の見直しに当たっては、サービス低下とならないように配慮する。

	（４）被扶養者資格の再確認 被扶養者資格の再確認については、高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図ることが目的であり、引き続き当該事業の重要性をより分かり易く、周知広報した上で的確に実施する。 （５）傷病手当金・出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進 ①傷病手当金・出産手当金 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が 83 万円以上である申請について、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施する等、不正請求を防止する。審査医師を活用し、担当医師照会、日常生活状況照会を通して審査の強化を行う。 ②柔道整復療養費の照会業務の強化 柔道審査委員会における審査委員に整形外科医を２名委嘱し審査委員会において厳格な審査をし、給付の適正化を促進する。多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月に 15 日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、明らかに不自然な請求については、柔道審査会や厚生局に情報提供する。なお、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 （６）効果的なレセプト点検の推進 医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。内容点検については、レセプト点検効果向上計画に基づきレセプト点検を確実に実施し、下記の効果額目標の達成を目指す。 【達成目標】 　全国平均を下回る場合は全国平均以上を、全国平均を上回る場合は前年度の効果額以上を目標とし達成を目指す 《具体的な取り組み》 ①自動点検マスタのメンテナンスを定期的に実施し精度を上げて点検業務の効率化を図る。 ②点検員のスキルアップのために、毎月２回の支部内の勉強会や外部講師等による点検研修を実施する。 ③全国の査定事例を収集し、自支部内の点検業務に活用する。

	④支払基金との協議を前年度同様に毎月実施し、疑義事例の解消に努める。 ⑤支部内の内容点検を充実させること、業者のノウハウを活用して点検員のスキルを向上させること等を目的として内容点検の一部外部委託を実施する。 （７）無資格受診等による債権の発生防止のための広報および保険証の回収強化 ①日本年金機構で実施する一次催告とともに支部作成のチラシと返信用封筒を同封することで保険証の早期回収を図る。さらに、日本年金機構での資格喪失処理後、概ね 2 週間程度で支部からの二次催告を行い、保険証の早期回収を図る。 ②納入告知書に同封する広報チラシ等により、保険証の早期回収の重要性について事業所担当者へ周知する。 ③返納金債権が多数発生する事業所へ文書・訪問・電話により、保険証の早期回収について依頼を行う。 ④資格喪失後受診の防止を周知するチラシを作成して特定健診受診券送付時に同封し、退職後は保険証を使用できないことについて啓発を図る。 （８）積極的な債権管理回収業務の推進 ①前年度を上回る回収率を目標として、文書催告・電話催告・訪問催告等を確実に実施し、早期回収を図る。 ②資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し回収に努める。 ③法的手続（支払督促等）を積極的に推進し、債務名義を取得後も弁済しない者については強制執行を行い、回収を図る。 ④弁護士と契約を結び、弁護士名での文書催告を実施する。 ⑤交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収を図る。

３．保健事業	（１）データに基づいた保健事業の推進 ①データヘルス計画の最終年度として、ＰＤＣＡサイクルを回しながら計画した各種事業の目標達成に努めるとともに、経過検証と分析結果を評価し、支部の実態に即した第二期計画を策定する。 ②事業所や業種、地域等のデータ分析結果に基づいて、自治体、他の保険者等の関係団体と協定の締結も視野に入れながら情報共有・協力連携を図り、健康づくりや生活習慣改善に向けた事業を効果的に展開する。 ③特定健康診査の受診率向上に向けた取組を初めとした保健事業全般について、協会が保有するデータを最大限に活用し、「健康宣言」を行った事業所を中心に主体的な取組を促す保健事業を展開する。 （２）特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進 ＜被保険者の健診＞ ①受診しやすい環境整備の取組 ・新規生活習慣病予防健診実施機関の拡充を目的とした医療機関に対するアンケートを実施 ・健診機関の少ない地域における検診車による受診機会の増加を図る。 ②生活習慣病予防健診実施機関との連絡調整 ・目標健診実施数を達成できるよう進捗管理を実施 ③年度途中での新規適用事業所に対し、DM 送付後、電話勧奨を外部委託により実施 ④生活習慣病予防健診を利用していない事業所に対し、電話又は DM 送付後の訪問勧奨を健診実施機関等への委託により実施 ⑤年度途中で加入した任意継続被保険者及び被扶養者に対し、DM による受診勧奨を実施 ⑥商工会議所・商工会等の関係団体が会員事業所に対し実施している健診を生活習慣病予防健診へ切替依頼を実施 ⑦事業者健診データ取得向上 ・データ取得勧奨業務委託の実施（社会保険労務士会等） ・労働局等との連名文書を活用し、商工会議所・商工会等の関係団体及び事業所へ提供依頼を実施し、提供いただける事業所が受診している健診機関へデータ作成に関する協力依頼を図る。 ⑧低受診率の事業所へ職員による生活習慣病予防健診受診勧奨や事業者健診データ提供依頼を訪問により実施

	＜被扶養者＞ ①受診券を被保険者の住所へ直接送付 ②集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対して、集団健診 DM 送付 ③集団健診の実施がない地区における環境整備の取組 ・オプショナル健診や個人負担の検査項目の追加等を提案した協会けんぽ主催の集団健診の実施 ・市町村が実施する特定健診やがん検診との同時実施 ・他支部での事業等を参考とし、受診率向上に関する検討を行う。 ア）被保険者（４０歳以上） （受診対象者：３１３，４８０人） ・生活習慣病予防健診　実施率：６７．９％　（実施見込者数：２１２，８５３人） ・事業者健診データ　取得率：９．０％　（取得見込者数：２８，２１３人） 【合計】被保険者健診受診率　実施率：７６．９％　（実施見込者数：２４１，０６６人） イ）被扶養者（４０歳以上） （受診対象者数：９４，１７６人） ・特定健康診査　実施率：２５．４％　（実施見込者数：２３，９２１人） 【合計（被保険者・被扶養者)】 ・健診実施対象者数：４０７，６５６人　実施率　６５．０％　（実施見込者数：２６４，９８７人）　・ （３）特定保健指導の推進 ＜被保険者＞ ①特定保健指導の外部委託実施機関の拡充 ②関係機関へ働きかけ契約保健師等のマンパワー確保 ③事業所訪問による保健指導の勧奨

	・事業所毎の健康情報を作成し、事業所の保健指導の受診意識を高めるような働きかけを実施 ④特定保健指導時に測定機器を使用した健康測定を行い、対象者の健康管理意識の向上を図る。 ＜被扶養者＞ ①協会けんぽが主体で行う特定保健指導の実施。その際、測定機器を使用した健康測定を行い、対象者の健康管理意識の向上を図る。 ②健診と特定保健指導をセットで委託する、協会けんぽの個別健診保健指導の実施 ③外部委託実施機関の拡充 ア）被保険者（実施対象者数：５３，０３５人） ・特定保健指導実施率：１４．４％　（実施見込者数：７，６３７人） （内訳） 協会保健師実施分：８．６％　（実施見込者数：４，５６１人） アウトソーシング分：５．８％（実施見込者数：３，０７６人） イ）被扶養者（実施対象者数：２，４１６人） ・特定保健指導実施率：６．２％（実施見込者数：１５０人） 【合計】＊特定保健指導実施対象者数：５５，４５１人　実施率　１４．０％（実施見込者数：７，７８７人） （４）重症化予防対策の実施 ①加入者の QOL 維持や医療費適正化のため、糖尿病性腎症で人工透析導入の可能性の高い加入者や糖尿病やその予備軍に対する支援を行う。 ②保健指導実施時に健診結果で要治療域と判定されながら治療を受けていない者や慢性腎不全（CKD）の疑いのある者に対し医療機関の受診勧奨を行う。 ③重症の可能性の高い方に対し本部からの一次勧奨後に支部からの効果的な二次勧奨を行い、重症化予防を図る。

	（５）事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス） ①データヘルス計画に基づき、「健康経営」の普及促進を図るため、事業所毎の健康情報を作成し、訪問することで事業主の健康意識の向上を目指す。 ②健康宣言を行った事業所が主体的に健康づくりに取り組むよう、関係団体と連携した支援策を検討・実施する。 ③「健康宣言」を行った事業所のうち、宣言項目が同じ事業所の担当者に対し、健康セミナーを開催する。 （６）各種事業の展開 ①データヘルス計画の一環として禁煙プロジェクトを継続して実施し、受動喫煙防止・個人の禁煙・事業所の取組等について啓発していく。また、事業所単位で様々な禁煙支援を実施し、事業所の喫煙環境の改善、個人の禁煙につながる支援を行う。 ②食育について、保健指導時等を活用し事業所や加入者に啓発を行う。 ③事業所及び加入者に対してインターネットを利用した情報提供サービスを活用し、健康意識の醸成を図る。

４．組織運営及び業務改革	（１）組織や人事制度の適切な運営と改革 ①支部内の部門間連携を密にするとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制を強化する。 ②協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用することにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ③平成 28 年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土の更なる定着を図る。 （２）人材育成の推進 ①「ＯＪＴ」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。 ②職員一人ひとりが、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。 ③本部が実施する研修に積極的に参加し、研修後は支部内において伝達研修を実施し、研修内容の共有を図る。また、定例の進捗会議を通じて職員間の情報共有及び担当者の説明力の向上を図る。 （３）業務改革の推進 ①業務改革会議等を通じて、より良いサービスの標準化を目指す。また、支部の業務サービス向上委員会において、お客様満足度向上及び効果的・効率的な事業の検討を行う。 ②定型的な業務や繁忙期業務についてはアウトソーシングを推進し、企画立案業務等の重点化を進める。 （４）経費の節減等の徹底 ①職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等を徹底して経費を節減する。 ②調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果を公表し透明性を確保する。 （５）事故防止の徹底 コンプライアンスを徹底させるために、職員全体を対象とした研修を実施する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理を月に１度点検し、徹底する。